

鳥取県告示第六百四十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十七年八月十六日	潮 医 院	西伯郡会見町天万六八三

鳥取県告示第六百四十四号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、昭和四十七年度労務管理実態調査を次の実施要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年度労務管理実態調査実施要綱

一 調査の目的

この調査は、県内中小企業の労務管理の実態を把握し、労使関係の参考資料として提供し、合理的な労務管理及び労使関係の安定に資することを目的とする。

二 調査の時点

この調査は、昭和四十七年九月三十日現在によつて行なう。

三 調査の対象

(一) 地域

鳥取県全域とする。

(二) 産業

建設業、製造業、卸売・小売業、金融保険業、運輸通信業及びサービス業とする。

(三) 事業所

十人以上五百人未満の常用労働者を雇用する事業所のうちから一定の方法で抽出した約五百事業所とする。

四 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

(一) 労働条件（休日、定年制、労働時間及び福祉施設）

(二) 平均賃金

(三) 学歴別、年令別平均賃金

(四) 初任給

(五) 役付手当

(六) 一時金

五 調査の方法

(一) この調査は、対象事業所の事業主に調査票を配付して行なう自計申告調査の方法によつて行なう。

(二) 調査実施期間は、昭和四十七年十月一日から十月三十一日までとする。

六 結果の公表

集計完了後結果報告書をもつて公表する。

鳥取県告示第六百四十五号

八頭郡八東町中野入会林野整備組合組合長八頭郡八東町大字妻鹿野一〇二番地森脇一から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十七年九月五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

中野入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月十三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字勝田頭東平八〇八一四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鷹狩土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 森 田 秀 男 八頭郡用瀬町大字鷹狩

下 田 康 敬

森 尾 利 喜 治

平 井 敏 美

林 豊

昭和三十七年九月二十八日臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年十月一日就任 任期四年

山根唯雄	七四二
新幸雄	八五七
山下富雄	八〇二
岡本富士夫	七〇七
田中義人	二八
河本潤太郎	七三三
岡部清雄	六三
湯邨健三	八一三
阪口重利	七三四
中山敏男	七二四
宿院義則	四三
小谷博文	一〇四

天神野土地改良区
退任した役員の住所及び氏名

理事 坂根林蔵	東伯郡関金町大字堀三二八二番地
西田 莊	泰久寺六九五番地
安田 豊吉	松河原三五番二地
佐々木 照義	大鳥居二八四番地
山崎 新松	安歩八六七番地
山本 寿雄	倉吉市鴨河内二五二〇番地一
渋谷 英三	一九〇七番地

任期満了により退任

谷本 国治	一九四五番六八地
野儀 久市	福山二七五番地
中口 菊市	北野七六三番地
山下 久好	黒見六四番地
北村 滝蔵	志津九二〇番地
井口 繁賀	三江四三六番一地
監事 西田 敬一	東伯郡関金町大字泰久寺六一四番地
桑垣 文雄	倉吉市古川四二五番地
石田 正二	石境二四七番地

天神野土地改良区
就任した役員の住所及び氏名

理事 坂根林蔵	東伯郡関金町大字堀三二八二番三
西田 莊	字泰久寺六九五番地
安田 豊吉	字松河原三五番二地
佐々木 照義	字大鳥居一一八四番地
山崎 新松	字安歩八六七番地
山本 寿雄	倉吉市鴨河内二五二〇番地一
渋谷 英三	一九〇七番地
谷本 国治	一九四五番六八地
野儀 久市	福山二七五番地
西尾 義雄	小鴨一一四七番四一
上田 光義	一三四六番地

井口繁賀 三三四三六番地
 中橋久雄 志津七五二番地
 監事 西田敬一 東伯郡関金町大字泰久寺六一四番地
 石田正二 倉吉市石嫁二四七番地
 桑垣文雄 上古川四二五番地
 昭和四十七年七月二十九日開催の臨時総代会において役員選挙の結果当選し昭和四十七年八月一日就任 任期三年

中海土地改良区

退任した所員の住所及び氏名

理事 大西雄之進 米子市彦名町七四二二番地の二
 渡部一太郎 大崎二八五番地
 木村賢 七八〇番地
 武良盛 一八〇八番地
 失倉甬 一四四三番地
 松本美寿 葭津一八一三番地
 山口、政市 一二〇二番地
 監事 松本 務 五四五番地
 松本人史 大崎一〇〇六番地
 矢倉虎彦 二八二〇番地
 任期满了により退任

中海土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 大西雄之進 米子市彦名町七四二二番地の二
 渡部一太郎 大崎二八五番地
 木村賢 七八〇番地
 武良栄一 一八〇八番地
 矢倉甬 一四四三番地
 松本美寿 米子市葭津一八一三番地
 山口政市 一二〇二番地
 監事 松本人史 大崎一〇〇六番地
 矢倉虎彦 二八二〇番地
 松本 務 葭津五四五番地
 昭和四十七年五月二十六日開催の第六回臨時総代会において、役員選挙の結果当選し昭和四十七年五月二十六日就任 任期四年

西郷村大原土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 村上藤義 倉吉市大原二七〇番地
 村上友一 一九四番地
 生部音蔵 上余戸二二ノ三番地
 牧野松太野 大原五八七ノ一番地
 倉繁忙吉 八六番地
 涌島弥吉 栗尾二三八番地
 村上亮三 大原六二二番地
 門脇匡吉 上余戸一八一一番地
 任期满了により退任

西郷村大原土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 倉 繁 竹太郎 倉吉市大原六九番地

山 脇 米太郎 一八二番地

倉 繁 正三 二五三番地

山 本 正雄 六二五番地

涌 島 忠義 栗尾二三八番地

涌 島 又蔵 上余戸一八八番地

監 事 倉 繁 正 大原一七四番地

生 産 部 薫 上余戸二一一番地

昭和四十六年五月一日の通常総会において、総選挙の結果当選し、昭和四十六年五月六日就任 任期二年

鳥取県告示第六百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、湯山土地改良区の定款の変更を昭和四十七年九月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百四十九号

昭和四十七年六月七日付で湯山土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良(山湯山地区農道舗装)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

湯山土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十号

昭和四十七年七月二十五日付で鳥取市長から申請のあった土地改良(尾崎地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十一号

昭和四十七年八月十六日付で泊村長から申請のあつた土地改良（浜山地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十二号

昭和四十七年七月二十六日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良（閑野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十三号

昭和四十七年七月二十六日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良（閑野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十四号

昭和四十七年八月十五日付で日南町長から申請のあつた土地改良(上三栄地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十五号

日野町長から申請のあつた町営土地改良(下榎地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十六号

日野町長から申請のあつた町営土地改良(久住地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	215	路線名	野添浦・安停車場線	終起	東伯郡関金町大字野添 東伯郡東伯町大字徳万	地点	重要な経過地
------	-----	-----	-----------	----	--------------------------	----	--------

鳥取県告示第六百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	96	路線名	野井倉浦安停車場線	終起	東伯郡東伯町大字野井倉 東伯郡東伯町浦安停車場	地点	重要な経過地
------	----	-----	-----------	----	----------------------------	----	--------

鳥取県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年九月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	野添浦安 停車場線	東伯郡関金町大字野添字野津 三 五二六の三の先から同郡 東伯町大字徳万字大久保田二 七の一の先まで	一・〇 〇・二二〇	一九、八三〇・六

鳥取県告示第六百六十号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第五十五条第九項の規定の例により、東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 土地区画整理事業の名称
東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地
東伯郡東郷町松崎二八一番地
(東郷町役場内)
- 三 事業計画の認可の年月日

昭和四十二年四月二十七日
四 変更認可の年月日
昭和四十七年九月五日

鳥取県告示第六百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年九月十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	倉吉市北野字 上海原一五七ノ一 倉吉市殿城 三六六ノ一 有限会社 高力 代表取締役 高力 重儀	道路の位置の指定場所	倉吉市北野字 上海原一五七ノ一 〇、一五八ノ六・一五八ノ七・一五八ノ八の一節、一五八ノ二二	道路の幅員及び延長	幅員 四・六五メートル 四・八〇メートル 延長 二四七・五五メートル
------------	--	------------	--	-----------	--

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十七年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十七年九月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一日時 昭和四十七年九月十三日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村選挙事務担当者研修会について

公 告

高圧ガス取締法（昭26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和47年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和47年9月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 日時 昭和47年11月26日 午前9時30分から午後3時まで
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで

	液化石油ガスの製造に必要な通常的应用 化学及び基礎的な機械工学	13時00分から 15時まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
第二種冷凍機械 主任者免状に係 る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な応用化学及び機械工学	10時40分から 12時40分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通 常の保安管理の技術	13時30分から 15時まで
第三種冷凍機械 主任者免状に係 る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで

4 受験手続

次の書類を昭和47年9月20日から昭和47年10月6日までに鳥取市東町

1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真 1枚 (手札型とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。)
- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し (高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除されるものに限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

丙種化学作業主任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械主任者免状に係る試験 700円

第二種冷凍機械主任者免状に係る試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を用いること。
- (2) 受験願書を受理した者には、受験票を交付する。
- (3) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (4) 不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせること。

高圧ガス取締法 (昭和26年法律第204号) 第31条第2項の規定により、昭和47年度第2回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和47年9月12日

鳥取県知事 石 破 三 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	午前10時から 午後0時まで
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令	
液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術		

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和47年10月4日(水曜日)
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- 受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県LPGガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和47年9月9日から昭和47年9月16日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

注 意

昭和四十七年八月十五日付鳥取県公報第四三三三六十七号中次の箇所を訂正する。

鳥 取 県	行 政	米子市糶町1丁目	鳥 取 県
〒	1	取県西部総合事務所	米子市糶町1丁目
		取県西部総合事務所	米子市糶町1丁目
		取県西部総合事務所	米子市糶町1丁目

取県米子保健所	米子市西福原 444	鳥
米子市東町98	鳥取県	
立消費生活センター		